

令和 年 月 日

保護者様

太田市教育委員会  
教育長 恩田 由之  
(学校教育課)

### 出席停止の手続きの変更について

インフルエンザ等の学校感染症に感染した児童生徒は、学校保健安全法第19条の規定により、一定期間出席停止となります。医師の許可があるまでは、学校を休ませて静養させていただくことになります。

太田市におきましては、これまで「学校感染症」に感染した場合に医療機関より、学校に提出するための「学校感染症通知書」<別紙1>を出していただいておりましたが、令和6年4月1日より近年の医療機関の状況を受け、「学校感染症通知書」を求めないことといたします。

なお、不明な点につきましては、学校までご連絡ください。

### <令和6年4月1日からの出席停止に伴う手続きの流れ>

(1) 主治医から「インフルエンザ等学校感染症」と診断されました。



#### インフルエンザ・新型コロナの場合

【インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書】以下【療養報告書】を学校ホームページからダウンロードして印刷

#### インフルエンザ・新型コロナ以外の場合

例：百日咳、麻しん（はしか）、おたふくかぜ  
風しん、水ぼうそう、プール熱、結核など

(2) ①主治医から説明のあった「学校感染症」の出席停止期間等を学校に電話で連絡します。

②学校ホームページからダウンロードした【療養報告書】に、必要事項をご記入ください。

※学校に出向く場合

①学校に出向き、主治医から説明のあった「学校感染症」の出席停止期間等を学校に伝えます。

②【療養報告書】を受け取ります。

(2) ①主治医から説明のあった「学校感染症」の出席停止期間等を学校に電話で連絡します。

②学校ホームページからダウンロードした【報告書】に、日時、学年、氏名、児童生徒氏名をご記入ください。

※学校に出向く場合

①学校に出向き、主治医から説明のあった「学校感染症」の出席停止期間等を学校に伝えます。

②【報告書】を受け取ります。

出席停止期間は、学校に登校することはできません。自宅で療養します。



(3) 出席停止期間が終わる際に【療養報告書】に登校再開日を保護者が記入して学校に提出してください。

※出席停止の基準を満たす必要があります。

(3) 出席停止期間が終わる際に、医療機関を受診してください。主治医に、登校可能であることを判断していただき【報告書】<別紙2>に記入していただきます。。

※【報告書】を医療機関に持参してください。



児童生徒は、登校する日に【療養報告書】を持参し、学校担任に提出してください。

児童生徒は、登校する日に【報告書】を持参し、学級担任に提出してください。

### <資料>

※令和6年4月1日より医療機関から  
発行されなくなります。 <別紙>

# 学校感染症通知書

太田市立

学校長様

年 組 氏名

は、下記の事由により

出席を停止させる必要がありますのでお知らせいたします。

		病 名	出席停止の期間
第 1 種	<input type="checkbox"/> エボラ出血熱		
	<input type="checkbox"/> クリミア・コンゴ出血熱		
	<input type="checkbox"/> 登録う		
	<input type="checkbox"/> 南米出血熱		
	<input type="checkbox"/> ベスト		
	<input type="checkbox"/> マールブルグ病		
	<input type="checkbox"/> ラッサ熱		
	<input type="checkbox"/> 急性灰白髄炎		
	<input type="checkbox"/> シンチリア		
	<input type="checkbox"/> 重症急性呼吸器症候群 <small>(新規体SARS-CoV-2ウイルスであるものに限る)</small>		治癒するまで
第 2 種	<input type="checkbox"/> 中東呼吸器症候群 <small>(新規体MERS-CoVウイルスであるものに限る)</small>		
	<input type="checkbox"/> 鳥インフルエンザ <small>(新規体A/ツバキエンザ/ザイリルスA/H5N1型/インフルエンザAウイルス であってその血清凝集価が40以上であるものに限る)</small>		
	<input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等感染症、及び新感染症		
	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症		発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日 を経過するまで
	<input type="checkbox"/> インフルエンザ		発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2 日を経過するまで
	<input type="checkbox"/> 鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く		
	<input type="checkbox"/> 百日咳		
	<input type="checkbox"/> 麻疹(しん(はしか))		解熱した後5日を経過するまで
	<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		耳下腺、頬下腺又は舌下腺の腫脹が発現し た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好に なるまで
	<input type="checkbox"/> 風疹(しん(みやさか))		発しんが消失するまで
第 3 種	<input type="checkbox"/> 水痘(水(みずうそう))		すべての発しんが細度化するまで
	<input type="checkbox"/> 明頭顱膜腫(ブルー熱)		主要症状が消退した後、2日を経過するまで 症状により学医等の他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
	<input type="checkbox"/> 脑核		
	<input type="checkbox"/> 膜膜炎菌性膜膜炎		症状により学医等において感染のおそれ がないと認めるまで
	<input type="checkbox"/> フレラ		
	<input type="checkbox"/> 菌性赤痢		
	<input type="checkbox"/> 腸管出性大腸菌感染症		

令和5年5月8日現在

令和 年 月 日から約

日間、出席停止させることが適当です。

令和 年 月 日

医療機関名: 医師氏名

印

\*この通知書は、出席停止の措置をとるために必要ですので、学校へ提出してください。

インフルエンザのときに保護者が  
記入して学校に提出する用紙

保護者 様	令和 年 月 日						
インフルエンザによる出席停止の通知書							
○○○○○○○○学校 校長 ○○ ○○							
<p>お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">&lt;インフルエンザの出席停止期間の基準&gt;</p> <p>「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」</p> </div> <p>* インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。</p> <p>* 登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。</p> <p>* 医師に「学校感染症通知書」を記載していただいた場合はその書類も一緒に提出してください。</p> <p>* なお、医師の診断により5日を超過せず翌校が可能となった場合は、治療證明書の提出が必要となります。</p>							
保護者者が記入							
学校長 様	インフルエンザにおける療養報告書						
年 組 氏名 _____							
<p>1 診断を受けた医療機関： _____</p> <p>2 診断日：令和 年 月 日 (診断型: A型 B型 不明)      まいぜかに○をつけてください。</p> <p>3 登校再開日：令和 年 月 日</p> <p>(登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。)</p> <p>※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">出席停止期間の基準</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td>発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">2</td> <td>解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ 解熱した日： 月 日</td> </tr> </table>		出席停止期間の基準		1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日	2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ 解熱した日： 月 日
出席停止期間の基準							
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日						
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ 解熱した日： 月 日						
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>令和 年 月 日      保護者氏名 _____</p>							

## インフルエンザ・新型コロナ以外の「学校感染症」 のときに学校に提出する用紙 <別紙2>

年 約	保 護 者 様	令 和 年 月 日
<b>学校感染症と出席停止について</b>		
<p>あなたの子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第3条の規定により 月 日より          約 日間出席停止となりますので、医師が登校可能と判断するまで、学校を休ませてください。          なお、医師に報告書を記入していただき、登校する日に持参してください。</p>		
第 1 類	疾 患 名	出席停止の別図
	<input type="checkbox"/> インボラ出血熱 <input type="checkbox"/> クリミア・コンゴ出血熱 <input type="checkbox"/> 食そう <input type="checkbox"/> 露米出血熱 <input type="checkbox"/> ベスト <input type="checkbox"/> マールブルグ病 <input type="checkbox"/> ラッサ熱 <input type="checkbox"/> 急性灰白髄炎 <input type="checkbox"/> ジブチ熱 <input type="checkbox"/> 新型呼吸器症候群 (両肺体SARSにコロナウイルスであるものに限る) <input type="checkbox"/> 中東呼吸器症候群 (両肺体MERS-CoVウイルスであるものに限る) <input type="checkbox"/> 鳥インフルエンザ (両肺体がインフルエンザウイルスA型インフルエンザAウイルス であってその血清型がH5N1であるものに限る) <input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等感染症、及び新感染症	出席するまで
第 2 類	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症 (風邪インフルエンザ(H3N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く) <input type="checkbox"/> 百日咳 <input type="checkbox"/> 鼻しゃん(はしか) <input type="checkbox"/> 流行性下咽膜炎(おたふくかぜ) <input type="checkbox"/> 鼻しゃん(三日ばい) <input type="checkbox"/> 大歯(大きなうしろ) <input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱(ブーリ熱) <input type="checkbox"/> 細胞 <input type="checkbox"/> 結膜炎性細胞炎	発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。 発症した後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで。 特有の味が消失するまで、または10日間の適正な抗菌性 物質投与による効果が認められるまで。 鼻熱(くちばし熱)、下咽膜又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経 済しきつ、全身状態が良好になると 鼻しゃんが消失するまで。 すべての歯しがが頬皮化するまで。 主要症状が消退した後、2日を経過するまで。 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認め られるまで。
	第 3 類	<input type="checkbox"/> コレラ <input type="checkbox"/> 細菌性赤痢 <input type="checkbox"/> 細菌性大腸菌感染症 <input type="checkbox"/> 腸テフス <input type="checkbox"/> パラチフス <input type="checkbox"/> 流行性角結膜炎 <input type="checkbox"/> 性病出血性結膜炎
令和3年5月8日現在		
<b>報 告 書</b>		
太田市立○○○○○▲校長様 年 月 日 ~ 年 月 日まで出席停止		
上記の者は、経過観察が終了し登校可能と判断します。 医療機関名: 医師名		
<b>医師に記入していただき学校に提出してください。</b>		

## 新型コロナウイルス感染症のときに 保護者が記入して学校に提出する用紙

保護者 様	令和 年 月 日	
新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書		
		
<p>学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 100%;"> <b>&lt;新型コロナウイルス感染症の出庫停止期間の基準&gt;</b>            発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで。         </td> </tr> </table> <p>新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。            回復後、登校再開にあたっては、<b>保護者が「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を提出し、学校へ提出をお願いします。</b>            なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たす必要があります。</p>		<b>&lt;新型コロナウイルス感染症の出庫停止期間の基準&gt;</b> 発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで。
<b>&lt;新型コロナウイルス感染症の出庫停止期間の基準&gt;</b> 発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで。		
<b>*以下保護者記入</b>		
学校長 様	新型コロナウイルス感染症における療養報告書 <hr/> 年　組　番　氏名	
<b>1 受診</b> <small>(自己疾患の場合記入不要)</small>	(1) 診断日 <small>(無症状の場合仕様書取扱日)</small>	令和 年 月 日
	(2) 医療機関名	
<b>2 療養</b>	(1) 発症日 (※1) <small>(無症状の場合仕様書取扱日)</small>	令和 年 月 日
	(2) 症状軽快日 (※2) <small>(無症状の場合記入不要)</small>	令和 年 月 日
	(3) 登校再開日 (※3) <small>(登校再開は1日目として1日目経過していること)</small>	令和 年 月 日
<small>*1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出現始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。</small>		
<small>*2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。</small>		
<small>*3 登校再開日とは、発症日 (無症状の場合仕様書取扱日) を0日目とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日目として1日目経過していること。</small>		
<small>* 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の出席停止基準を満たすこと。            (インフルエンザの出席停止期間の基準は:発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで)</small>		
令和 年 月 日 保護者氏名		